

介護職員や介護支援専門員等のさらなる処遇改善を求める意見書

超少子高齢社会が到来する中、介護サービスに対するニーズは一層高まっていくことが見込まれている。介護施設や事業所に勤務する介護職員や、要介護者等からの相談やケアプランの作成、サービス事業者との連絡調整等を行う介護支援専門員等の確保は急務であるが、本市が令和5年度に行った「介護サービス事業所アンケート調査結果報告」によると、約70%の事業者が「介護人材が不足している」と回答しており、当市においても人材不足の状況は深刻化している。

令和6年賃金構造基本統計調査によれば、全産業の賞与込み平均月給は38万6千円。これに対し、介護職は30万3千円で、差は8万3千円と大きな違いがあり、介護を担う人材の賃金体系は低い状況にある。

国では、介護報酬の改定や地方自治体への交付金等を通じて、これまでもこうした人材の処遇改善に取り組んできた。令和6年度の介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善0.98%を含む1.59%のプラス改定となった。しかし、民間企業全体で約30年ぶりの高水準となる賃上げが進む状況下において、他産業への人材流出が加速するなど、介護人材の不足解消に向けてさらなる処遇改善に取り組む必要性は高い。

こうした中、国は、国民に質の高い介護サービスを提供する体制を維持・発展させていくために、介護人材の確保と定着に不可欠な処遇改善等について、一層の推進をしなければならない。

よって、国においては、介護職員や介護支援専門員等のさらなる処遇改善を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年7月9日

袋井市議会議長 佐野武次

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 様